

P T A 規約



横浜市立東市ヶ尾小学校 P T A

横浜市立東市ヶ尾小学校 P T A 規約

第一章 名称および事務局

第 1 条 本会は、横浜市立東市ヶ尾小学校 P T A とし、事務局を東市ヶ尾小学校におく。

第二章 目的および活動

第 2 条 本会は、子どもの幸福な成長を図るために保護者と教職員が協力し、教育に対する理解を深め家庭・学校・社会をつなぐより充実した教育環境の創造に努力する。

第三章 方 針

第 3 条 本会は、教育を本旨とする民主団体として次の方針に従って活動する。

1. 自主独立のものであって、他のいかなる団体の支配、統制、干渉も受けない。
2. 子どもの教育ならびに福祉のために活動する他の団体および機関と協力する。
3. 政治活動や宗教活動および営利事業は行わない。
4. 学校の管理や人事に干渉しない。

第四章 会 員

第 4 条 本会の会員は、東市ヶ尾小学校に在籍する子どもの保護者および教職員で構成する。但し、本部役員は任期満了まで会員とみなす。

第 5 条 本会の会員は、入会と同時に会費を納入する。(第十三章参照)

第 6 条 会員は、すべて平等の義務と権利を有する。

第五章 総 会

第 7 条 総会は、全会員をもって構成され、本会の最高議決機関である。

第 8 条 総会は、定期総会および臨時総会とする（書面総会等を含む）。

1. 定期総会は、年度始めに開催する。定期総会は次の事項を決定する。
 - 1) 前年度 P T A 決算報告と承認
 - 2) 前年度会計監査報告と承認
 - 3) 前年度活動報告と承認
 - 4) 本年度役員の紹介・会計監査員候補者の承認
 - 5) 本年度 P T A 活動計画（案）の提案と承認
 - 6) 本年度 P T A 予算（案）の提出と承認
 - 7) 規約の改正に関する件
 - 8) その他、必要事項
2. 臨時総会は、運営委員会が必要と認めた場合、または会員の 10 分の 1 以上の要求があった場合に開催する。
3. 総会は、委任状を含めて会員数の 3 分の 1 以上の出席（書面または電磁的記録による参加を含む）がなければ開催することができない。また、議事は、出席者の 2 分の 1 以上（書面または電磁的記録による参加を含む）でこれを決し、可否同数の時は、議長の決するところとする。
4. 新役員及び会計監査員候補者が選出された時点で、文書にて報告する。

第六章 役 員

第 9 条 本会の役員は、次のとおりとする。

- | | | |
|--------|-----|-------------------|
| 1. 会 長 | 1 名 | （保護者） |
| 2. 副会長 | 2 名 | （保護者） |
| 3. 書 記 | 3 名 | （保護者 2 名・教職員 1 名） |
| 4. 会 計 | 3 名 | （保護者 2 名・教職員 1 名） |

第 10 条 役員は、会計監査員を兼ねることはできない。

第11条 役員任期は1年とする。ただし再任は、これを妨げない。また、
欠員が生じた場合は運営委員会が責任をもって30日以内に補充選出
を行い全会員に報告する。ただし任期は前任者の残任期間とする。

第12条 役員選出については、第十二章により選出する。

第七章 役員の仕事

第13条 本会の役員の仕事は、次のとおりとする。

1. 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
2. 会長は、総会・臨時総会・役員会・運営委員会・特別委員会を
招集し、会議を主催する。
3. 会長は、会計監査員を招集する。
4. 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合は、その職務を代行
する。
5. 書記は、総会・役員会・運営委員会の議事を記録保管しその他
の庶務事項を処理する。
6. 会計は、本会のすべての金銭の収支を正確に記録し会計監査を
経たうえで総会にて決算報告をし、承認を得る。

第八章 運営委員会

第14条 運営委員会は、総会に次ぐ議決機関であり構成は、次のとおりと
する。

1. 本会の役員・校外委員会の正・副委員長
2. 学校長・副校長・代表教職員
3. 代表委員、特別委員会の正・副委員長は場合により運営委員会
に出席できる。

第15条 運営委員会は緊急を要する問題等発生の場合は、応急措置をとる
ことができる。ただし、後日総会で承認を得る。

第16条 運営委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ開催するこ
とができない。また議事は、出席者の2分の1以上でこれを決し、
可否同数の時は、議長の決するところとする。

第九章 特別委員会

第17条 本会の運営に必要な場合は、運営委員会の承認を得て特別委員会を設置することができる。特別委員会は、その任務終了時に解散する。

第十章 代表委員会

第18条 代表委員会は、PTA活動を円滑に行うためのものである。

1. 代表委員は、新1年生を除く各学年、代表委員会数×学級数の人数を選出する。
また、個別支援学級は1学級とし、最少でもいずれかの代表委員を原則1名選出する。
2. 代表委員の再任は、これを妨げない。
但し、当該学年・各委員会代表経験者を除く。
3. 欠員が生じた場合は各学級から30日以内に選出し、任期は前任者の残任期間とする。

第十一章 校外委員会

第19条 校外委員会は、地域社会との連絡をとり、児童の校外生活、登下校の安全を守る活動をする。

第20条 校外正・副委員長（各1名）の選出については、第十二章により選出する。

第21条 校外代表委員は新1年生を除く各学年、1名×学級数の人数を選出する。但し、個別支援学級は第18条に準じる。

第22条 校外正・副委員長、校外代表委員の再任はこれを妨げない。
また欠員が生じた場合は、各学級から30日以内に選出し、任期は前任者の残任期間とする。

第十二章 役員・校外正副委員長・会計監査員候補者の選出

第23条 役員、校外正・副委員長は自薦・他薦を募り、候補者が定員に満たなかった場合は校外委員を除く代表委員の中から選出する。

第24条 会計監査員候補者は前年度役員から選出する。

第十三章 会 計

第25条 本会の活動に要する経費は、会費およびその他の収入により支弁される。

第26条 本会の会費は、一世帯月額300円とし、12ヶ月分納入する。うち一部は横浜市安全教育振興会費とする。

第27条 本会の経費は、総会において議決された予算に基づいて運用され、各委員会の請求により支弁される。

第28条 本会の決算は、会計監査を経て総会に報告され承認を得る。

第29条 本会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年の3月31日に終了する。

十四章 会計監査

第30条 本会の経理を監査するために2名の会計監査員をおく。会計監査員は、第十二章により選出する。

第31条 会計監査員の任期は、1年とする。再任は1年以上おく。
また欠員が生じた場合は、第十二章第24条により責任をもって30日以内に補充選出を行い全会員に報告する。ただし任期は前任者の残任期間とする。

第32条 会計監査員は、前期後期各1回計年2回定期監査を行い、監査結果定期総会に報告しなければならない。

第33条 会計監査員は、他の委員を兼ねることはできない。

第十五章 細 則

第34条 本会の運営に関する必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて運営委員会の議決を経て定める。

第35条 運営委員会は、細則を制定または改廃した場合には、その結果を次期総会に報告する。

第十六章 規約改正

第36条 本会の規約を改正する場合は、第五章第8条3に従う。ただし改正案は少なくとも総会の7日前までに全会員に通知しておかなければならない。

第十七章 施 行

第37条 本規約は、昭和60年3月16日より施行する。

平成12年	4月	1日	一部改正
平成16年	4月	1日	一部改正
平成17年	4月	1日	一部改正
平成23年	12月	21日	一部改正
平成29年	4月	1日	一部改正
令和2年	4月	1日	一部改正
令和4年	5月	26日	一部改正
令和4年	10月	5日	一部改正
令和5年	9月	27日	一部改正
令和6年	3月	15日	一部改正

付 則

P T A会員慶弔見舞金に関する内規

- 第 1 条 (児童の傷病)
本校の児童が傷病により2週間(入院1週間)以上の長欠となった場合は、5千円の見舞金を支出する。
- 第 2 条 (会員の災害)
会員が天災その他不慮の災害にあった場合の見舞金についてはその状況により役員会で協議決定する。
- 第 3 条 (児童または父母の死亡)
本校の児童又はその父母が死亡した場合は供花1台(時価)と共に1万円の弔慰金を支出する。
- 第 4 条 (教職員又はその配偶者の死亡)
本校の教職員が死亡した場合は供花1台(時価)と共に1万円を、又その配偶者が死亡した場合は供花1台(時価)と共に5千円の弔慰金を支出する。教職員の両親(配偶者の両親は同居者のみとする)・子ども(1親等まで)が死亡した場合は5千円の弔慰金を支出する。
- 第 5 条 (教職員の傷病欠勤)
本校の教職員で引き続き2週間以上傷病欠勤した場合は、5千円の見舞金を支出する。
- 第 6 条 (教職員の結婚・出産)
本校のP T A会員である教職員が結婚・出産(含配偶者)した場合は5千円の祝い金を支出する。
- 第 7 条 (教職員の転退職)
本校のP T A会員である教職員の転退職の場合は、花束贈呈と

共に勤続3年未満については3千円、3年以上については5千円の
餞別を支出する。

校長・副校長の転退職、栄進者への餞別又は、記念品は役員会で
協議決定する。

教職員が公的の機関より表彰を受けた場合（永年勤続表彰20
年、30年、個人表彰）は、祝い金として5千円を支出する。

第 8 条 （慶弔行事）

地元諸団体、学校関係の慶弔行事については3千円を支出する。

第 9 条 （その他の場合）

以上の条項及びその他の場合について役員会で別途協議の上、
適宜の処置をとることができるものとし、運営委員会にその報告を
行う。

第10条 （内規の変更）

本内規の変更は運営委員会において決議する。

第11条 （施行）

本内規は平成 7年4月1日より施行する。

平成16年4月1日一部改正

(令和6年3月改正版)
(令和6年4月発行)